

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市教育委員会
教育長 鈴木 和 仁

定期監査結果に対する措置について

令和3年12月27日付監発第58号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

監査対象課等	監査結果		措置内容
社会教育文化課	指摘事項	資料館展示用看板作成業務委託について、予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの。仕様書の認定伺の予定価格は265,000円(税抜)となっているが、設定した予定価格を超えた271,500円(税抜)で契約を締結していた。 入札(見積)事務及び落札者の決定に係る事務処理は適正に行うこと。	契約伺の決裁時において、仕様書の認定伺を添付し、契約金額が予定価格内であることを確認できるよう対策を講じる。
社会教育文化課	指摘事項	文化芸術推進協議会負担金12,260,000円について、令和2年4月1日付で、「文化芸術推進協議会を実施するにあたり、必要経費として」負担金の請求が行われているが、差出人は「酒田市文化芸術推進プロジェクト会議 代表」からとなっており、決算等の書類を見ても「文化芸術推進プロジェクト会議」の決算が行われているだけで、文化芸術推進協議会の規約・総会・決算等の資料がない。 そのほか、コロナの影響で事業を取りやめたことにより年度途中で減額申	事業運営を目的として、平成31年4月5日に「酒田市文化芸術推進プロジェクト会議」を設立した。「文化芸術推進協議会」は、プロジェクト会議を正式な組織名として決定する前の仮の名称であり、令和2年度予算要求時にはプロジェクト会議として負担金を要求すべきところ、文化芸術推進協議会として要求してしまった。令和3年度から「酒田市文化芸術推進プロ

		<p>請されているが、プロジェクト会議の当初予算時や決算見込み時に予定されていなかった企画や、ワイヤレスマイク等の消耗品の購入、宣伝印刷費の支出等が散見され、プロジェクト会議の当初予算を超えて支出されている額の総額は 3,400,000円を超えている。</p> <p>これら当初予算を超える執行の決定について、変更となる経緯等を示す書面での記録がないため、プロジェクト会議の委員に諮られていないまま行われていると判断せざるを得ない。</p> <p>また、プロジェクト会議の規約にも「文化芸術推進協議会」についての記載はなく、「文化芸術推進協議会」の組織が実在せず、存在しない団体に対し負担金を支出しているため、負担金の支出として不適切である。</p> <p>酒田市文化芸術推進計画に定められた、本来あるべき「文化芸術推進プロジェクト会議」の在り方も含め、負担金支出の在り方を検討すること。</p>	<p>プロジェクト会議」の名称で事業執行している。</p> <p>予算執行についても、今後は適切に執行していく。</p>
社会教育文化課	注意事項	<p>市民会館使用料について、昨年度の定期監査の口頭注意を受けて、市民会館設置管理条例施行規則に使用料を後納できる場合の事由、及び手続に関する規定を追加（令和3年7月1日施行）し、使用料後納申請書を市長に提出して承認を受けることにより後納できる取扱としていたが、実際の手続においては、施行日である令和3年7月1日以後もこれまでと同様に後納申請書の提出がないまま後納させていた。</p> <p>今後は規則に則り適正に手続されたい。</p>	<p>令和3年11月から使用料後納申請書を徴し、適正に手続きしている。</p>
社会教育文化課	注意事項	<p>・令和2年度の以下の費用弁償の支給について、正当な理由もなく支払いを旅行日から2か月を超えて遅延しているため、今後は遅延することなく速やかに支給すること。</p> <p>10款4項3目 山居倉庫文化財調査事業 用 務：山居倉庫の調査 旅行期間：令和2年6月30日～7月3日</p>	<p>複数の職員でスケジュール管理し、今後は遅延することなく速やかに支給していく。</p>

	<p>支給日：令和2年11月5日（4か月と3日後）</p> <p>債権者：3人（A 53,010円、B 53,010円、C 69,860円）</p> <p>・令和3年度の以下の費用弁償の支給について、正当な理由もなく支払いを旅行日から2か月を超えて遅延している。旅費の支払いの遅延については、令和2年度定期監査の口頭注意事項としているが、改善を行っていない。</p> <p>10款4項2目 庄内文化賞・阿部次郎文化賞顕彰事業</p> <p>用務：庄内文化賞・阿部次郎文化賞候補者選考会</p> <p>旅行日：令和3年8月3日</p> <p>支給日：令和3年10月5日（2か月と3日後）</p> <p>債権者：5人（計 4,287円）</p>	
--	--	--